

ねんきんコーナー

届け出をお忘れなく

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の未届けや保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

加入の手続きは、お住まいの市町村役場または年金事務所へお問い合わせください。(20歳前に就職して厚生年金などに加入中の方は、加入手続きは不要です。)

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、お住まいの市町村役場で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

こんなときには届け出が必要です ~20歳から60歳未満の方~

国民年金の届け出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。

届け出が必要なとき	異動の内容	持参するもの	届出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く。)	第1号被保険者になります。	●印鑑 (本人自署の場合は不要)	お住まいの市町村役場
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く。)	●印鑑 (本人自署の場合は不要)	
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	●年金手帳	

- 第1号被保険者…国民年金加入者
- 第2号被保険者…厚生年金や共済年金加入者
- 第3号被保険者…第2号被保険者の扶養対象配偶者(国民年金加入者)

国民年金保険料の納付は
口座振替がおトクです

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。
口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とさせていただくことにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。



付加保険料の納付もおすすめ

月額400円の付加保険料を納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加わります。付加年金は「200円×納付月数」で計算されます。2年以上受給すると、支払った付加保険料以上の付加年金が受け取れますので、お得です。
付加保険料の納付のお申し込みは、市町村役場または年金事務所へお願いします。後日、年金事務所から納付書をお送りします。

なお、付加保険料の納付は、お申込みいただいた月分からとなり、定額保険料(月額1万5020円)を納付していただくことが条件となります。また、国民年金基金に加入されている方は、付加保険料を納付していただくことはできません。

問 黒潮町役場本庁住民課
住基戸籍係

☎ 43-2800(直通)

佐賀支所地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701(直通)

日本年金機構幡多年金事務所

☎ 34-1616